

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年6月16日(2005.6.16)

【公開番号】特開2005-68010(P2005-68010A)

【公開日】平成17年3月17日(2005.3.17)

【年通号数】公開・登録公報2005-011

【出願番号】特願2003-63378(P2003-63378)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 31/663

A 6 1 K 45/00

A 6 1 P 1/04

A 6 1 P 3/14

A 6 1 P 13/08

A 6 1 P 19/00

A 6 1 P 19/10

【F I】

A 6 1 K 31/663

A 6 1 K 45/00

A 6 1 P 1/04

A 6 1 P 3/14

A 6 1 P 13/08

A 6 1 P 19/00

A 6 1 P 19/10

【手続補正書】

【提出日】平成16年9月15日(2004.9.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

週一回投与、週二回投与、二週に一回投与または月二回投与の投与間隔を有する連続スケジュールに従う経口投与に用いられ、リセドロン酸活性体基準で約8.75mgから約70mgのリセドロネート、その薬剤として許容できる塩およびこれらの混合物を単位用量として含む、哺乳動物における過剰な骨吸収を治療または予防するための医薬組成物。

【請求項2】

前記薬剤として許容できる塩が、ナトリウム塩、カリウム塩、カルシウム塩、マグネシウム塩またはアンモニウム塩である、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項3】

前記薬剤として許容できる塩がナトリウム塩である、請求項2記載の医薬組成物。

【請求項4】

前記組成物が週一回投与の投与間隔を有する連続スケジュールに従う経口投与に用いられる、請求項1～3のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項5】

リセドロン酸活性体基準で約17.5mgのリセドロネートを単位用量として含む、請求項1～4のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項6】

リセドロン酸活性体基準で約35mgのリセドロネートを単位用量として含む、請求項1～4のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項7】

錠剤の形態である、請求項1～6のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項8】

カプセルの形態である、請求項1～6のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項9】

液体の形態である、請求項1～6のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項10】

前記哺乳動物における過剰な骨吸収が骨粗鬆症によるものである、請求項1～9のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項11】

週一回投与、週二回投与、二週に一回投与または月二回投与の投与間隔を有する連続スケジュールに従う経口投与に使用すべき旨の指示を含み、リセドロン酸活性体基準で約8.75mgから約70mgのリセドロネート、その薬剤として許容できる塩およびこれらの混合物を単位用量として含み、かかる単位用量を少なくとも1回分含む、哺乳動物における過剰な骨吸収を治療または予防するためのキット。

【請求項12】

前記薬剤として許容できる塩がリセドロン酸ナトリウムである、請求項11記載のキット。

【請求項13】

リセドロン酸活性体基準で約17.5mgのリセドロネートを単位用量として含む、請求項11または12に記載のキット。

【請求項14】

前記哺乳動物における過剰な骨吸収が骨粗鬆症によるものである、請求項11～13のいずれかに記載のキット。

【請求項15】

前記哺乳動物における過剰な骨吸収が骨粗鬆症によるものであり、前記単位用量が錠剤、カプセルまたは液体の形態である、請求項11～13のいずれかに記載のキット。

【請求項16】

週一回投与の投与間隔を有する連続スケジュールに従う経口投与に適するように、リセドロン酸活性体基準で約17.5mgのリセドロネート、その薬剤として許容できる塩およびこれらの混合物を単位用量として含み、錠剤、カプセルまたは液体の形態である、哺乳動物における過剰な骨吸収を治療または予防するための医薬組成物。